

Title	法三章攷
Sub Title	A Study of the Three Chapters Laws
Author	堀, 毅(Hori, Tsuyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.1 (1991. 1) ,p.165- 189
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	利光三津夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910128-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法三章攷

堀

毅

まえがき

一、「約法三章」の誦法・解釈

二、歴代法制史料にみる「約法」

三、「秦の苛法」と「漢の約法」

四、「法三章」の歴史的評価

あとがき

まえがき

攷三章法

悠久なる法律文化の歴史を有する中国においては、幾多の法諺がのこされている。その中において、劉邦が秦末の関中の地で約した「法三章」は、中国のみならず本邦にも広く知られた法諺の一である。

ところが、「約法三章」の本義を厳格に追求していくと、多岐にわたる解釈が可能となり、また、かつて、先学によってなされた解釈も一致をみていない。

本論では、まず「約法三章」に対する解釈例を示し、ついで、私見を呈す。後節では、秦漢時代の法の一斑に論及していきたい。

大方のご叱正を仰ぐことを得れば幸甚である。

一、「約法三章」の読法・解釈

「約法三章」については、『史記』卷八「高祖本紀」（『漢書』卷一「高帝紀」にも殆んど同文の記事あり）のほか、『漢書』卷二三「刑法志」に同趣旨の記載が見られる。まず、『史記』「高祖本紀」（以下「本紀」と略す）には、

(a) 漢元年（前二〇六）十月、沛公兵遂先諸侯至霸上。（中略）召諸縣父老豪桀曰、「父老苦秦苛法久矣、誹謗者族、偶語者弃市。吾與諸侯約、先入關者王之、吾當王關中。與父老約法三章耳。殺人者死、傷人及盜抵罪。餘悉除去秦法。諸吏人皆案堵如故」

とあり、⁽¹⁾次いで『漢書』「刑法志」（以下「漢志」と略す）には、

(b) 漢興、高祖初入關、約法三章曰「殺人者死、傷人及盜抵罪」黜削煩苛、兆民大説。

とあり、右両文上に齊しく「約法三章」の記述が見られる。この語句が後世論議の俎上に載せられるに至った主たる理由は、「約」の字義が多岐にわたり、しかも、右文の用例においても、幾通りの解釈が可能であるという点にある。そこで、次に、「約」の字義について解釈例を示してみよう。

(一)（動詞としての）「約束をする」

(c) 秦趙相與約。約曰「自今以來秦之所欲爲趙助之、趙之所欲爲秦助之」（『呂氏春秋』卷一八「淫辭」）

秦と趙、相い與に約す。約して曰く「今より以来、秦の爲さんと欲する所は、趙之を助け、趙の爲さんと欲する所は、秦之を助けん」と。

- (d) 吾與諸將約、先入定關中者王之。(『史記』卷八「高祖本紀」、『漢書』卷一「高帝紀」にも同趣旨の文がある。読み下し文は『漢書』により補った)

吾、諸將と約す。「先に關中に入りて定めし者は、之に王たらん」と。

- (二) (動詞としての)「簡約する」

- (e) 輕賦少事、以佐百姓之急。約法省刑、以持其後。使天下之人皆得自新更節。(『新書』卷一「過秦下」)

賦を軽くし、事を少くし、以つて百姓の急を佐く。法を約し、刑を省き、以つてその後を持す。天下の人をして、皆、自新更節することを得せしむ

- (f) 子云「有國家者、貴人而賤祿則民興讓。尚技而賤車則民興藝。」故君子約言、小人先言。「疏曰」「謂省約其言也。」(『禮記正義』卷一五「坊記」)

子曰く「國家を有つに、人を貴び祿を賤しめば、則ち民は讓を興す。技を尚んで車を賤しめば、則ち民は藝を興す」と。故に、君子は言を約し、小人は言を先にす。「疏に曰く」その言を省約するの謂なり」と。

- (三) (名詞としての)「約束ごと」

- (g) 司約。下士二人、府一人、史二人、徒四人。「鄭玄曰」約、言語約束。(『周禮』卷三四「秋官序官」)

司約。下士二人、府一人、史二人、徒四人。「鄭玄曰く」約は言語の約束なり。

- (h) 亞夫曰「高帝約『非劉氏不得王、非有功不得侯。不如約、天下共擊之』今信雖皇后兄、無功、侯之、非約也」(『漢書』卷四〇「周勃傳」)

亞夫曰く「高帝の約に『劉氏に非ざれば王たるを得ず。功あるに非ざれば侯たるを得ず。約の如くならざれば、天下共に之を撃たん』と、いま、信は皇后の兄と雖も功なくして之を侯とす。約に非ざるなり」と。

- (四) 形容詞としての「簡略な」

- (i) 微而明、短而長、狹而廣、神明博大以至約。(『荀子』卷五「王制」)

微にして明、短にして長、狹にして廣、神明博大にして至約

(j) 推禮義之統、分是非之分、總天下之要、治海內之衆、若使一人。故操彌約、而事彌大、五寸之矩、盡天下之方也。（『荀子』卷二「不苟」）

禮義の統を推し、是非の分を分ち、天下の要を總べ、海内の衆を治むること一人を使うが若し。故に操は彌々約にして事は彌々大に、五寸の矩も天下の方を盡すなり。

「約」の字義は右例に限られるものではないが、「約法三章」の解釈に資するものは、一応、右の四例と言えよう。そこで、それぞれの字義を「約法三章」にあてはめてみると、以下のとおりとなる。

- ① “約束する”——「父老と」約束する。法は三章のみ”。
 - ② “簡約する”——“法を簡約化し、三章のみとする”。
 - ③ “約束ごと”——“約・法は三章のみ”。
 - ④ “簡略な”——“簡略な法は三章のみ”。
- 右により、一とおりの可能性を示したが、先学は、どのように解釈してきたであろうか。

(I) “約束する”と解釈する説

本文の解釈は、既に宋・劉昌詩により

約法三章、自班氏作『刑法志』謂、「高祖初入關約法三章。」至今以爲省約之約、皆作一句讀。予觀『紀』所書云「吾與諸侯約、先入關者王之。……吾當王關中與父老約、法三章耳」若以「與父老約法三章耳」八字作一句、恐不成文理。合於「約」字句斷則「先與諸侯約」今「與父老約」不惟上下貫穿而法三章耳、方成句語。（『蘆浦筆記』卷一「約法三章」）

と述べられ、ここに「約束する」と解釈すべき見解が呈せられた。同様の見解は、宋代の王応麟により、

與父老約爲句。下云法三耳。

と示された。⁽³⁾ 王氏の説は明代の閻若璩⁽⁴⁾、清の翁元圻等により支持され、近現代に至たり、張晉藩⁽⁶⁾・韓兆琦⁽⁷⁾・李甲孚等⁽⁸⁾の諸氏により支持されている。

本邦において、江戸の享保期、經世済民を要道を説いた太宰春台は、

國家を経営するに約法ということあり、「約法」とは約は約束の意なり。法を立て上と下と相約し守るを、「約法」という。漢の高祖、秦を破て咸陽に入りたまひ。初に咸陽の民の秦の苛法に困窮せる知りたまひ、咸陽の父老を召集、今迄法を捨て、向後の爲に新に法三章を約したまふ。……約は誓約の意にて此法を永らまで變改すまじきことを民と相約するなり。

と述べ、⁽⁹⁾ 近現代においては、『史記』に対して詳細な考証を加えた瀧川亀太郎氏⁽¹⁰⁾・小川茂樹⁽¹¹⁾・戸田浩暁⁽¹²⁾・成宮嘉造等⁽¹³⁾の諸氏も同様な解釈をされている。

欧米の学者においては、ドゥブス氏により、同様な見解が示されている。⁽¹⁴⁾

(II) “簡約する”と解釈する説

唐代の司馬貞は『史記』に注して、

秦法有三族之刑、漢但約法三章耳、殺人者死、傷人及盜者使之抵罪、餘並不論其辜、以言省刑也。則抵訓爲至、殺人以外、唯傷人及盜使至罪名耳。

と、刑の省約と解している。⁽¹⁵⁾

明代の薛崗は

沛公還軍霸上、與父老約法三章、約之爲言節也。觀其言曰「父老苦秦苛法」曰「餘悉除去秦法」則秦法極繁多、沛公特節之而節之而爲三章耳、非相約也。

と「相約する」とする説を否定し、「節約する」と解すべきことを説いた。⁽¹⁶⁾ 同様の解釈は何焯⁽¹⁷⁾によっても呈せられ、本邦においても、狩野直喜氏により説かれている。⁽¹⁸⁾

欧米においては、フルスエ氏がこの解釈に立たれている。氏は「漢志」の全文を英文に訳されたが、その訳文で
 When the Han arose and the Eminent Founder for the first time entered the passes, he restricted the law¹⁴³ to three sections, which read: those who kill people, will be put to death; for those who wound people or rob, their crime will be matched (by a proportionate punishment). He rejected and removed the vexations and cruelties, and the host of the people greatly rejoiced¹⁴⁴.

と、一まず、「節約する」としながら、⁽¹⁹⁾ 詳細を極めた注を付された。⁽²⁰⁾

(Ⅲ) 二史料における解釈を異にする説

「約法三章」に関する解釈は右記の二とおりに限定されるものでなく、折衷的な解釈も示されている。

フランスの歴史学者シャバンヌは「約束する」と「節約する」という二義の訳を示した。⁽²¹⁾ また、浅井虎夫氏はこの問題に対し、

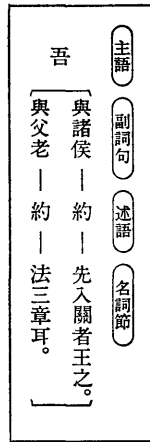
蓋高帝紀二從へハ約束ノ約ト解スルヲ穩當トスヘク刑法志ニ從へハ省約ノ約ト解スルヲ穩當トスヘシ、強テ一方ニ偏スルノ要ナキナリ。

とされ、同様な解釈は、郁疑⁽²²⁾・仁井田陞⁽²³⁾・喬偉⁽²⁴⁾・周密等⁽²⁵⁾の諸氏によってもなされている。

「約法三章」に対する先学の解釈は右のとおりである。ここで、再び「本紀」「漢志」の原典に戻り、文法的な解析を試みることにする。

◇ 「本紀」について

劉昌詩が指摘したように「約法三章」の「約」は「吾與諸侯約、先入關者王之」の一文と対に解釈すべきであろう⁽²⁷⁾。これを图示すると、



となり、これにより、

(i) 右文の「約」はいずれも「吾」に対する述語動詞である。

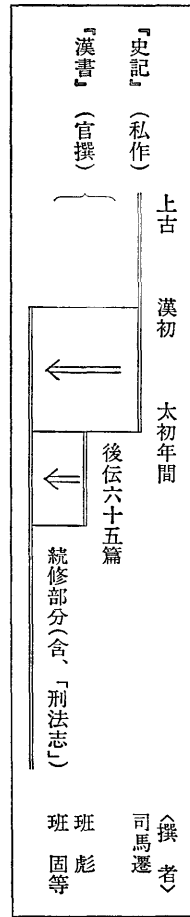
(ii) 右の二文における「約」は同格・同義である。

ことが導き出される。

◇ 「漢志」について

「本紀」における解釈が一とおりに限定されるに反し、「漢志」における解釈は多岐にわたる可能性を含んでいる。さて、漢籍の解釈をなすべき基本として、一つの史実につき異なった記載がある場合「旧きに従う」という原則が

ある。ちなみに、『史記』『漢書』両書の成立の過程をたどると、



となる。右によっても確認されるごとく、『漢書』の記事の内容は『史記』の解釈に拘束されて然るべきである。

それでは、「約束する」以外の諸解釈及び二史料間における意味を別個に解釈する諸説はことごとく無視すべきものであろうか。結論から言えば、解釈の是非とは別個に、「法三章を約束」の歴史的意義を考えるに際し、いずれの説も存在価値があるので、十分考慮されるべきである。すなわち、二千余年前に約束された「法三章」は、単なる「化石」的な記事でなく、爾来、現代に至るまで法諺として命脈を保ち続けている。そして、この辞句が、法諺として用いられるときは、必ずしも（本節で導かれた）「約束する」という意味に限定されることはない。²⁸⁾

フルスエ氏は「漢志」に対し、「與父老約、法三章耳」（傍点は筆者）と読むべき試論を呈せられた。一般に我々の「法三章を約束」という法諺に対する認識は、まさに、「簡約な法を約束」ことに他ならないであらう。²⁹⁾ フルスエ氏の読法の是非はともかく、法三章が原典から出で法源として広汎に用いられている歴史的経緯を考えると、氏の柔軟なとらえ方は評価されよう。

次節においては、法史の上から「約法三章」について検討を加えてみよう。

二、歴代法制史料にみる「約法」

「約法三章」は、単に『史記』『漢書』の記述に止まらない。歴代の刑法志には、

(k) 高帝受命、制約令、定法律、傳之後世、可常施行。(『晉書』卷三〇「刑法志」)

高祖は命を受け、約、令を制し、法律を定む

(l) 漢祖入關、蠲削煩苛、致三章之約。(『魏書』卷一一「刑罰志」)

漢祖、關に入り、煩苛を蠲削し、三章の約を致たす。

とある。右例における。「約」は、前節における「約法三章」を示すことに他ならないが、「約束する」という本義を超えて、前節の(一)～(四)の意味を多分に含んで、「簡約な法」という概念で用いられてきた。

漢の高祖による「約法三章」の故事は、その後、八世紀を経た唐の太祖の創業期にやや辞句を異にしつつ再現される。まず、『舊唐書』に、

(m) 高祖初起義師於太原、即布寬大之令。百姓苦隋苛政、競來歸附、旬月之間、遂成帝業。既平京城、約法爲二十條。惟制、殺人劫盜、背軍叛逆者死、餘並蠲除之。(卷五〇「刑法志」)

高祖の初めて義師を太原に起すや、即ち大の令を布く。百姓は隋の苛政に苦しみ、競い來り歸附す。旬月の間、遂に帝業を成す。既に京城を平げ、法を約して二十條と爲す。惟だ、殺人、劫盜、背軍叛逆する者は死と制するのみ。餘は並びに之を蠲除せん。

とあり、ついで『新唐書』に、

(n) 唐興、高祖入京師、約法十二條、惟殺人劫盜、背軍叛逆者死。(卷五六「刑法志」)

唐興り、高祖は京師に入り、法を約して十二條とす。惟だ殺人・劫盜・背軍・叛逆者は死とするのみ。(傍線部は〔法

十二條を約す」との読法もある。(30)

とある。右の二史料を対比してみると、前節における「本紀」と「漢志」の両史料間において見られた関係と酷似した関係が、右の二史料間にも存することが指摘されよう。すなわち、『舊唐書』の記事は、「簡約する」と一とおりの解釈に限定されるのに対し、『新唐書』の記事は「漢志」と同様、多岐にわたる解釈が可能であるからである。

それでは、唐代史に現れた「約法」に関する二史料も前節に準じて一元的に解釈すべきであろうか。

まず、『舊唐書』と『新唐書』においては記述に異同があるといえども、本来は一つの史実を伝えているという観点より同義に解釈すべきであろう。そして、『舊唐書』における「約法」は、「爲」と接続していることより、明かに「簡約」するという意味を含んでいる。

次いで、「漢志」と『新唐書』の二史料を対比してみると、

- 漢興、高祖初入關、約法三章曰…
- 唐興、高祖入京師、約法十二條…

と、あたかも対句の様な対照を示す。ここで、問題となっている四史料における解釈を图示すると次のとおりとなる。

意味	史料		
	「本紀」	「漢志」	「舊唐書」
約束する	◎	○	○
簡約する	○	◎	○
その他	○	○	○

右表によっても確かめられるごとく、四史料における「約法」に対する一元的な解釈はなし得ない。

「本紀」と「漢志」および『舊唐書』と『新唐書』は、もとより各々一つの史実を伝えているので、夫々、同義に解釈すべき必然性はある。ただし、漢初における「約法」と唐初における「約法」とは敢えて同義に解する必然性はない。そして、本来、一元的な意味を有していた「約法」が既に(k)(1)などによっても傍証されるごとく、時代とともに、多様な意味を包摂してきたという経緯を認めるべきであろう。

なお、民国元年(一九二二)に南京臨時參議院で、臨時約法五十六条を制定し、同三年(一九二四)北平(現北京)政府で約法會議を設けてこれを修正し、六十八条としているが、この「約法」については「在憲法未制定以前、所制定之國家的臨時根本法律、称曰約法」(鄭競毅著『法律大辭書』約法の項)とあり、Provisional constitutionと英訳されるごとく、國家の基本法が正式に制定されるまでの暫定的な立法措置であり、法的性格は、漢・高祖の「約法三章」や唐・高祖の「約法十二条」に相似たものであるが、こと文法的事項に関しては、前に示した(i)~(ii)の説法とはいずれも異り、「民約憲法」の短縮形に他ならないものである。

三、「秦の苛法」と「漢の約法」

既述のごとく、(a)における「約法三章」を「秦苛法」の対句と見て「簡略な法」とする解釈もある⁽³¹⁾。その是非はともかく、後世の人の秦法に対する評価は一般的に手厳しい。例えば、前漢文帝期の人・賈誼は

(o) 故秦之盛也、繁法嚴刑而天下震。及其衰也、百姓怨而海内叛矣。(『新書』卷一「過秦下」)

故に秦の盛なるや、繁法・嚴刑たり。而つて天下震う。その衰に及ぶや、百姓怨みて海内叛す。

と秦法の厳しさを説いている。また、『史記』の中より、秦法の厳しさに関する具体的記述例を挙げると、まず、秦

法の源たる商鞅の法と伝えられる一文に、

- (p) 令民爲什伍、而相牧司連坐。不告姦者腰斬、(中略) 匿姦者與降敵同罰。(卷六八「商君列傳」)
民をして什伍を爲さしめ、而つて相い牧司連坐せしむ。姦を告げざる者は腰斬し、(中略) 姦を匿す者と敵に降る者と
は、罰を同じくす。

とあり、ついで、始皇帝時代の法として

- (q) 丞相李斯曰「……天下敢有藏詩、書、百家語者、悉詣守、尉雜燒之。有敢偶語詩書者弃市。以古非今者族。吏見知不舉者與
同罪。令下三十日不燒、黥爲城旦。……」
制曰「可」

(卷六「秦始皇本紀」)

丞相李斯曰く、「……天下の敢えて『詩』『書』百家の語を蔵する者あらば、悉く守に詣れ、尉は之を雜燒すべし、敢て
『詩』『書』を偶語する者あらば、弃市されん。古を以つて今を非る者は族されん。吏の見知して擧げざる者は罪を同じく
せん。令下りて三十日にして燒かざれば黥して城旦となさん。……」制して曰く「可」なりと。

- (r) 二世元年七月、發閭左、適戍漁陽、九百人、屯大澤郷。陳勝、吳廣皆次、當行、爲屯長。會天大雨、道不通。度已失期。失
期法皆斬。陳勝、吳廣乃謀曰「今亡亦死。擧大計亦死。等死、死國可乎。(卷四八「陳涉世家」)

二世元年七月、閭左を發し、漁陽に適戍せしめ、九百人、大澤郷に屯す。陳勝・吳廣、みな次し、行に當たり、屯の長
と爲る。天大いに雨ふり、道通ぜざるに會う。度るに已に期を失う。期を失わば、法みな斬らる。陳勝・吳廣乃ち謀りて
曰く「今亡ぐとも亦死せん。大計を擧ぐとも亦死せん。等しく死せんには、國に死せんこと可ならんか」と。

とある。右史料より、秦法の特徴を簡条に示すと、

- ① 他人の犯罪を告発しない者は、腰斬の刑に処する。

② 犯罪人を隠匿する者は、敵に降伏する者と同罰とする。(その刑罰は本人に對し誅殺、家族は官没とされる)
 ③ 『詩経』『書経』など諸子百家の内容を語り合えば、弃市の刑とする。

④ 古の制を讀えて今の制を誹しれば、一族もろとも誅殺する。

⑤ 遠隔地の守備・番役などに従事するに際し、定められた期限に後れると、死刑に処せられる。

となる。右記の事項がそのまま史実を伝えるものであれば、もとより、本節を論ずる意義は失われるであろう。ところが、近年出土した睡虎地秦簡などの諸史料を総合すると、従来とは異った評価もなされ得る。すなわち、犯罪の事実や犯人の所在を匿したりすると、直ちに極刑に処せられるとある(前出①②)が、秦簡を見るかぎり、

(b) 甲盜藏直千錢、乙知其盜、受分藏不盈一錢、問乙可論。同論。(「法律答問」九、379)

甲、盜をなす。藏は千錢に値たる。乙、その盜を知り、藏を受分すること一錢に盈たず。問う「乙は何に論ぜられん。」
 「論を同じうせん」

(c) 甲盜不盈一錢、行乙室。乙弗覺。問乙論可毆。毋論。其見知之而弗捕當贖一盾。(「法律答問」一〇、380)

甲の盜、一錢に盈たず。乙の室へ行く。乙覺らず。問う「乙は何に論ぜらるるや」「論すること毋れ。それ、之を見知して捕えざるは、贖一盾に當たる。」

とあるごとく、姦人(犯罪者)を匿した程度では、直ちに極刑に処せられる様なことは無かったことが知られる。

次なる③④の二項は漢の高祖が「法三章」を約したとき、秦法の苛酷な例として引き合いに出したものである。従って、前の①②に比べ現実性に豊んでいると言えよう。ただし、③④をもって、秦律本来の原則と認めることはできない。なぜなら、この制が下されたのは始皇帝の末年に當たる三十四年(前二三)であり、戦国魏の李悝に淵源する秦の法経には、この様な苛酷な法は存在していなかったといえる。また、この制が定められた当時、都の咸陽においては、国家統治の基本政策について、封建をもって基本とすべしとする淳于越らの復古派と、郡県制をもって封建制

に替えるべきであるとする改革派との権力闘争があった。⁽³³⁾ 始皇帝は李斯らの主張を容れ、淳于越らを斥けた。③④は李斯らが反対勢力を追い落とすために用いた手段とも言えるものである。

⑤は秦の法が酷急に過ぎて、却って、王朝の存立を危きに至らしめた有名な故事である。果して、秦法の中に、⁽³⁴⁾ 成の期に後れば、その理由だけで直ちに斬刑に処せられる。ほどの酷急な規定が存在していたであろうか。秦簡より関連規定を引くと、

(u) 御中發徵、乏弗行、貲二甲。失期三日到五日、誅。六日到旬、貲一盾。過旬、貲一甲。……徭律。〔秦律十八種〕一一五、
182)

御中の徵を發するに、乏して行かざれば、貲二甲。期を失すること三日より五日に到るは誅。六日より旬に到るは貲一盾。旬を過ぐるは貲一甲。……徭律。

とあるごとく、期に後れば多少の罰は受けることはあったにせよ、直ちに極刑に至るほどの厳しさは見られない。また、一步譲って、『史記』の叙述を認めるにしても、それは陳勝・呉広が謀反の徒を抱き込むために弄した言辞であると見做すべきであり、本来の秦律とは無縁の記事であると言えよう。

以上の考察により、『史記』などにより伝えられている秦法の評価のすべては額面どおり受けとるべきでないと言えよう。

本来の秦律は、李悝の『法経六篇』、商鞅の『秦法経』という系統を承けるもので、合理的な理論により基礎づけられたものである。この本来の秦法が、始皇帝が統一を果した後八年ほど経てから、苛酷な性向を帯びてくる。まず前出(9)に見られる思想統制があり、ついで、二世皇帝時代における法の深刻化の時代に入る。すなわち

(v) 趙高曰、「嚴法而刻刑，令有罪者相坐誅，至收族，滅大臣而遠骨肉，貧者富之，賤者貴之。盡除去先帝之故臣，更置陛下之所親信者近之。此則陰德歸陛下，害除而姦謀塞，羣臣莫不被潤澤，蒙厚德，陛下則高枕肆志寵樂矣。計莫出於此。」二世然高

之言、乃更爲法律。於是羣臣諸公子有罪、輒下高、令鞠治之。殺大臣蒙毅等、公子十二人僇死咸陽市、十公主僇死杜（中略）
法令誅罰日益刻深。（『史記』卷八七「李斯列伝」）

〔二世元年（前二〇九）〕趙高曰く「法を嚴にして刑を刻にし、有罪の者をして相い誅に坐さしめ、大臣を滅して骨肉を遠ざけ、貧者は之を富ませ、賤者は之を貴くし、尽く先帝の故臣を除去し、更めて陛下の親信する所の者を置いて之を近けよ。此くなれば則ち陰徳は陛下に歸し、害は除れて姦謀は塞り、羣臣は潤澤を被り厚德を蒙らざるは莫し。陛下は則ち枕を高くして、志を肆にして寵樂せん。計は此に出ずる莫し」。二世、高の言を然りとす。乃ち更めて法律を爲る。是に於いて羣臣、諸公子罪あらば、輒ち高に下して之を鞠治せ令む。大臣の蒙毅等を殺し、公子十二人は咸陽の市に僇死し、十公主は杜に僇死す。（中略）法令、誅罰は日々に益々刻深たり。

とある如く、宦官の趙高の策謀により始皇帝を嗣いだ二世皇帝は、律を改め、その余勢を駆って反対勢力の大粛清を断行した。この時なされた律の改定については詳しいことは分らないが、文意から察すると『秦法経』における刑罰体系を大幅に改め、法を恐怖政治の道具に用いたようである。⁽³⁴⁾

この法が定められた前後から、いわゆる、「秦の酷法」という事実が進行したのであろう。

四、「法三章」の歴史的評価

「法三章」については、その記述が余りにも簡略すぎているため、非現実的な「虚語」であろうという説もある。⁽³⁵⁾ たしかに、「法三章」の法文が法源として適用された事例が、直接、史籍の上で検証し得ないことから、右の見解も一理はあると言えよう。

しかし、「漢志」には、(c)に後続する箇所に、

(三) 其後四夷未附、兵革未息、三章之法、不足以禦姦。於是相國蕭何攬摭秦法、取其宜於時者、作律九章。

其の後、四夷いまだ附かず、兵革いまだ息まず。三章の法は以つて姦を禦するに足りず。是において相國の蕭何は秦法を攬摭し、その時に宜しきを取り、律九章を作る。

と、秦法の廃止より『九章律』制定までの経緯が記るされている。

さて、秦漢時代の「約」に関しては、経済史学者の増淵龍夫氏により詳しい研究がなされている。⁽³⁶⁾ 増淵氏は、劉邦の約した「法三章」について、

この関中の諸県に劉邦が「約」した簡単な法は、実は、もともと、劉邦集團の内部規律のための集團の「約」であったものを、法令制度のととのわぬ暫時の間、関中の諸県にそのまま適用したものでないか、と考えられるのである。それは、同じく、游民よりなる叛乱集團である赤眉集團においても、前述のように「人を殺す者は死され、人を傷ける者は創を償う」という類似の内容をもった集團の約がつくられているからである。

と「法三章」を「約」した社会的背景を述べられている。右文において最も注意すべき点は、劉邦集團の約が、国家的な法にとって替ったという指摘であろう。

増淵氏は、右の論証において「約法三章」と集團の内部規律の「約」と同義のものとして理解されている。しかし、「本紀」「漢志」における「約」は、動詞としての「約」であり、決して法源そのものたり得ない。また増淵氏は

潜夫論（第五斷訟）には「三章之約を制す」と記されていることも、注意しておくべきである。劉邦が関中を平げ、関中より東して楚を撃ったとき、蕭何は「關中を守り、太子に待して櫟陽を治し、法令約束を爲り、宗廟・社稷・宮室・縣邑を立つ……戸口を計り、転漕し軍に給す。」と記されている。

と、傍証を重ねられている。右文において、まず、『潜夫論』の点であるが、この書が著わされた後漢時代には、既

述のごとく小論で問題とする「約」の意味が、本義を出でて拡大していったという経緯があるので、『潜夫論』の記事は、「約法三章」の歴史的意義を考える上で資することはあっても、「法三章を約する」という基本史料の解釈に、直接、影響を与えるものではない。ついで、蕭何が作った約束も、名詞的用法であるため、直接、基本史料の解釈に資するものではないといえよう。増淵氏は「法三章を約する」という一文において、「約」の意味に重きをおかれて論ぜられているが、筆者は、「法三章」に比重をかけた。然らば「法三章」とは如何なるものであろうか。

「法三章」とは、劉邦の集団においてとりきめられた「約束」に由来するのではなく、実は、古代中国の統治者があべき法の原則として志向してきたものに他ならないのである。筆者は、かつて秦律の中に同害刑的要素がみられることを述べた⁽³⁷⁾。ただし、秦簡などの史料には、直接、同害刑の存在を明かにする左証は得られない。ところが、『荀子』に

(x) 殺人者死、傷人者刑。是百王之所同也。未有知其所由來者也。刑稱罪則治、不稱罪則亂。(卷一二「正論」)

人を殺す者は死され、人を傷くる者は刑せらる。是れ百王の同じくする所なり。未だその由來する所を知る者あらざるなり。刑、罪に稱わば則ち治まり、罪に稱わざれば則ち亂る。

とあり、同害刑という罪刑思想を示唆する記事が見られる。

今日においてこそ、同害刑は刑法の未発達時代の遺産としか評価されないが、「殺人→死刑・傷害→刑罰(本来は肉刑・盗→有罪)」という罪刑の対応は、古代社会においては、合理性こそ認められるにしろ、決して残酷性は認められないのである。むしろ、同害刑の觀念の全くない刑罰思想、すなわち、盗・傷などの微罪でも容易に死刑を科すのが普遍的であった社会に「傷・盗の罪には、死刑を科さない」(前掲(x)の反対解釈)という原則の存在は、被刑者に対し、却って大きな反射的利益をもたらしたのである。

あとがき

一般に我々が「法三章」を口にするとき、「簡約な法」という意味で用いる。ところが、司馬遷が『史記』を撰したときの「約法三章」には「簡約な」という意味は存在しなかった。

さて、劉邦が入関した時に「法三章」を約した故事と相似た故事が、隋末において後の唐の太宗たる李淵によってなされた。李淵による「約法十二條」は構文の上からは劉邦の「約法三章」と共通面を有しているとはいえず、『新唐書』の記事は明らかに「簡約な」「簡約する」「約・法」ということを意味している。文法的なことはさておき、この問題に関連して興味がかかるのは、漢・唐兩王朝の創業期に、いずれも「約法」が宣せられている点である。二次にわたる「約法」の呈示は、新しい支配者の寛大さを宣伝すると同時に、旧支配者の苛酷さを際立たせるという効果を併せもつ。ただし、前王朝の秦・隋は史書に伝えられているほど非道な国家ではない。兩朝に共通していることは、創業主を継いだ二世皇帝・煬帝がいずれも先代に劣る者であったため、王朝の崩壊を招いたという点である。法制も大いに乱れた。この様な状況下に呈示されたのが、「約法」である。逆説的に言えば、「法三章」が法的に安定した時代に約されていたならば、後世に伝わる故事とはならなかったであろう。

「法三章」は「簡約な法」を表す法源として定着しているが、元来、劉邦の創案ではなく、『荀子』に見られる「百王の法」を典拠とするものである。

漢朝成立後、『九章律』が制定された。この『九章律』は『秦法經』に三篇を加えたものであるが、反面、秦末期の苛法とは性質を異にするという点で、『法三章』と共通点を有する。大胆な表現をかりれば、『法三章』は、『九章律』制定にあたり、その基礎となり、漢代法の精神の中に生き続けたのであった。

(一) 『史記』の記事によれば「約法三章」がなされたのは、元年十月のようであるが、『漢書』によると「十一月」とある。年

- 月の表示以外は「史記」「漢書」同文である。
- (2) 『知不足齋叢書』第二〇集。
 - (3) 『四部叢刊』三編・子部所収「困學紀聞」
 - (4) 王氏「困學紀聞」注文に、「閻云」按吧瞻曰、刑法志言約法三章者二、似當仍以八字爲句、餘謂此文吾與諸侯約、約句絶。先入闢者王之、吾當王關中、則與父老約、亦當句絶。至約法三章、乃班氏組織成文、於沛公語氣不相蒙。」とある。
 - (5) 『困學紀聞注』(道光五年余姚翁氏守福堂刊本)。
 - (6) 張晉藩・張希坡・曾憲義編著『中国法制史』第一卷(中国人民大学出版社、一一八一年)一六一頁。
 - (7) 韓兆琦『史記選注集說』(広西人民出版社、一九八二年)四二頁。
 - (8) 李甲孚『中国法制史及其引論(増訂本)』一九八三年三四頁。
 - (9) 『經濟録』卷八。
 - (10) 『史記會注考証』(史記會注考證刊行會、一九三二—一九三四年)卷八に「上文亦云、吾與諸侯約、約字義同、王説不可易」とある。
 - (11) 『李惺法經考』(東方学級、京都 第四冊、一九三三年)。
 - (12) 『漢初の法律政策と儒教思想との交渉』(『斯文』第二五卷第一一〇号、一九四三年)。
 - (13) 『前漢の法の変動と法思想』——刑法を中核として——(愛知学院大学論叢『法学研究』第二卷第一・二号、一九六〇年)。
 - (14) H. H. Dubs, *The History of the Former Han Dynasty* vol. 1. (Baltimore, 1938) p. 58.
 - (15) 『史記』索隱。
 - (16) 『天爵堂筆餘』(明・陶宗儀等篇『說郛三種所収)。
 - (17) 『厚齋亦紀末有「初順民心、作三章約、改約字爲讀、此「約法」與上「苛法」對、文紀中宋昌有約法令之語、刑法志言約法三章者非一、當仍舊也。』(前出注(5)の注文)。
 - (18) 『漢書補注補』(『東方学報』京都第九冊、一九三八年)に「直喜案、下文亦有定栗東作約束(史記栗東作約束) 何駁非王説是、史記索隱今案、秦法有三族之刑、漢但約法三章耳。(中略) 以言省刑也。約法即省刑、倘如舊讀與字宜讀爲下文爲父老除害之爲」とある。
 - (19) A. F. P. Hulswé, *Remnant of Han Law* vol. 1 (Leiden, Brill, 1955) p. 333.
 - (20) フルヌエ氏は「漢志」英訳にあたり、当該記事に対し、二つの詳細な注を付された。この二つの注は、それをもって十分

に一篇の論文を構成するほど精緻なものである。氏の研究に敬意を表する意を含め、注文の全文を引用する。

143. 約法: this curious term which in modern literature has come to mean "provisional constitution", figuring as such e. g. in the title of the "Provisional Constitution for Enforcement during the Political Tutelage Period" 訓政時期約法 of 1931, has a rather different origin.

- 1a. SC 8. 15b. 與父老約法三章耳
- 1b. HS 1A. 20a-b " "
- 2. HS 1B. 24b 初順民心作三章之約 (not in SC 8)
- 3a. SC 10. 1b 漢興除秦煩苛約法令
- 3b. HS 4. 2a " "
- 4. HS 23. 12a 漢興高祖加入關約法三章
- 5a. SC 30. 1b 約法省禁
- 5b. HS 24A. 9b " "
- 6. HS 26. 49a 次於霸王以侯諸侯興秦民約法三章 (not in SC 27)
- 7a. SC 92. 4a 除秦苛法興秦民約法三章耳
- 7b. HS 34. 4a " "

The expression 約法 occurs in the *Han-shu* and the *Shih-chi* in the passages quoted above; their interpretation—particularly that of no. 1a and b—has considerably exercised the minds of Chinese and Japanese scholars ancient and modern, because *yiiieh* can be taken to mean both "to restrict, to shorten, to abbreviate, to simplify", and "to agree, to promise, to make a pact or an agreement". The tendency in general has been to take *yiiieh* in the passages quoted under 1a and b as "to make a pact", and in passage 4 as "to shorten or to simplify". However the old, traditional exegesis seems to have been to take *yiiieh* to mean "to simplify" or "simplified" throughout. This is shown e. g. by the SC commentator Su-su-ma Chen (fl. 713-742) in his 80-*yiiieh* commentary to SC 8. 15b: 以言省刑: "It means to say that punishments were diminished". Even more weight should be given to a contemporary of Pan Ku, nearly seven centuries before Su-su-ma Chen, viz. Yang Chung, who remarked in a memorial submitted in 76 AD: 秦政酷烈……高祖平亂約法三章太宗至仁除去收擊 (HHS Mem. 38. 1b), "the administration of the Chin was

bitterly cruel.....When the Eminent Founder (i. e. emperor Kao) had pacified the disorders, he restricted the laws to three chapters. (whilst) the Grand Exemplar (i. e. emperor Wen) was extremely kind, abolishing the arrestation of wives and children (together with criminals)". Here *chieh-fa* can only be taken in the sense of "to restrict or diminish the laws".

It should also be borne in mind that the combination of *fa* or another word for law, and *chieh* is by no means uncommon in this sense. Apart from the passage in *HS 4/SC 10* (no. 3a and b above), we find in *HS 23*, 16b: 今律令煩多而不約, "at present the Statutes and Ordinances are excessively numerous and not diminished (c. q. *con-cise*)". Furthermore the *Yen-t'ieh lun* furnishes at least two examples in 9 (52). 52b and 10 (55). 60b: 約法而易升/行, "the laws are concise and easily understandable (52) /performed (55)". The same idea lies at the base of the *chieh-fa* of Tang times (cf. note 144 below), viz. that of a simplified law after an excess of legislation.

However, in spite of the standing and well-known connection between the two words, exception began to be taken against the application of this traditional interpretation of the passages no. 1a and b. Two Sung authors objected against giving *chieh* the meaning of "to simplify or to restrict" because of the preceding sentence which runs exactly parallel to the phrase under review: 吾與諸侯約先入闢者王之, "I made an agreement with the feudal lords, that he who would be the first to enter (the area within) the passes would be king over them". To read the following sentence in a different manner seemed "bad grammar" to them Liu Ch'ang-shih, *tsu Hsing-po*, 劉昌詩, 輿伯—fl. approx. 1194-1215, see *Ssu-ku catalogue*, Ta-tung ed., 118. 7b — in his 藏圃筆記 in *Chieh-yu-tsu chai ts'ung-shu* vol. 157, 1. 2a, and Wang Ying-jin — 1223-1296 — in his *K'un hsieh chi-wen* in the commented edition of Weng Yüan-ch'i of 1825). The Ming author Hsüeh Kang, *tsu Ch'ien-jen* (薛崗, 平切, poet and author, approx. 1560-1640, acc. to Chu I-tsun's *Ming-shih tsung* 65. 24b) in his 天爵堂筆錄 (or 余; sect. 20 of the reedition of the *Shuo-fu hsi* of 1647, p. 5a-6b) on the other hand stressed the parallel meaning (not the construction) of the following sentence, and pleaded in favour of the "old" reading, "to restrict". Two famous Ch'ing scholars also entered into the quarrel when commenting the *K'un-hsieh chi-wen*. Ho Ch'o (1661-1722) referred to the *HHS* Memoir quoted above and believed Wang Ying-jin to be wrong. Yen Jo-chu (1636-1704) took the opposite view and remained in favour of the "new" reading, taking *chieh* to mean "agreement".

Finally the wellknown Japanese scholar KANO Naoyoshi in his additional notes to Wang Hsien-ch'ien's *Han-shu pu-chu*, published in the *Tokogakuhō* (Kyōto) IX (1938) 7 pronounced himself in favour of the "new" reading, in particular because a few lines further down in SC 8, 16a *güeh* recurs with the definite sense of "agreement" (the parallel text of HS 1A. 20b has 稟 in stead of *güeh*). He provides, however, a way to preserve the "old" reading, by indicating that in that case 與 before *fa-lao* should be taken with the meaning of 爲 "on behalf of", although this of course seriously disturbs the parallelism with the first half of the sentence. Other modern authors have followed the "new" reading "agreement" for HS 1A/SC 8 (Dubs I. 58; ASAI Torao, *Shōna ni okeru hoten hanson no enkaku*, *Development of the codification of laws in China*, Kyōto 1911, p. 17; TAKIGAWA Kameharō in his SC ed., II, viii. 35; Ku Chieh-kang in his SC ed., I. 159; KINDA Rentarō in his SC translation in *Kōkyūgaku Kambun taiisei* I. 439; KATSURA Koson in his Japanese version of the SC, *Shiki kōkyūgi kai* I. 454). Edouard Chavannes (*Mh* II. 353) takes a curious middle-of-the-road position by translating *güeh* twice over: "je prends l'engagement de *reduire* les lois", i. e. he seems influenced by the text of SC 30 (no. 5a above) which refers likewise to the beneficial activities of emperor Kao.

Notwithstanding the above, I believe that it is preferable to retain the meaning of *güeh* — "to restrict" also in HS 1A/SC 8, in spite of the disruption of the parallelism. Not only because of the ancient tradition (Yang Chung and Su-ma Chen), but also because in all the other HS and SC examples quoted above this rendering is either obligatory (3a and b, 4, 5a and b) or at least grammatically possible. No. 2 is doubtful and I do not know whether elsewhere 作.....約 means "to make an abridgment of....."; on the other hand "to make an agreement with" is rendered 與.....結約 or 約束. Nos. 6 and 7 are practically wholly parallel with the crucial passage no. 1; translators have rendered *güeh* in no. 7a as "to make and agreement" (YANAI wataru in *Kōkyūgaku Kambun taiisei* III. 518; MATSUDAIRA Yasukuni in *Shiki kōkyūgi kai* VI. 176-177; W. Franke e. a. in *Sinologisches Arbeitsien* III — Peking 1945 — p. 60), but there is no compelling reason to do so. Rather one should translate—taking Kano's remark into account—"emperor Kao) abolished the vexatious laws of the Ch'in and for the sake of the people of Ch'in he reduced the laws to merely three chapters". The same translation can be applied to no. 6 and in the end equally well to nos. 1a and b.

Finally the hypothesis may be advanced that, like in at least one other passage (*HSS* 23. 14a-b, cf. note 180), omissions have occurred in copying, due to seeming tautologies in the original text. Therefore the original text of *HSS* 1A. 20a-b/*SC* 8. 15b may well have read: 與父老約約法三章耳, "I make an argrrment with you, Elders, that I will restrict the laws to merely three chapters". This would also vindicate Chavannes' translation.

One old text definitely tends to dispute the above contention; this is the mutual agreement concluded by the members of the Red Eyebrow insurgents in the last years of the "usurper" Wang Mang. These poor, unlettered farmers "then made an agreement with each other, that those who killed people would (have to) die; those who wounded people, would (have on) indemnify the wounds" (*RRS* Mem. 1. 9a-b) 乃相與爲約殺人者死傷人者償創, Here *güeh* undoubtedly is "agreement"; it is "made" 爲. It is quite possible that the author of the *HHS*, Fan Yeh (398-445) was influenced by *HSS* 1/*SC* 8, but that, although he took the passage in the "new" sense, he wanted to make his meaning absolutely clear and so chose this unequivocal construction.

144. In connection with this abrogation Dubs writes in the Introduction to the Annals of Emperor Kao (*HEFD* I, p. 6) "While this drastic abrogation of the detailed and vexatious laws in effect in Ch'in could not be entirely carried out, yet it actually meant a great lightening of the people's burdens and secured for Liu Chi their goodwill". This abrogation took place December 207/January 206. About one month later Hsiang Yü arrived, only to leave again in May/June (see Dubs *op. cit.* 67 and note 1). Emperor Kao left at the same time, to return to the metropolitan area about a month later, but from that moment on the war with Hsiang Yü was on. I highlyly doubt whether this abrogation can ever have been more than a well meant gesture, particularly as Emperor Kao's famous Chancellor of State, Hsiao Ho, is praised for his diligence for having collected and stored "the *Laws and Ordinances* and the *Maps and Documents* of the (Chin) Chancellor and Grandee Secretary" immediately after Emperor Kao's entry into Hsien-yang. When we observe furthermore how quite number of "cruel laws" were only abolished years after Emperor Kao's death, we cannot but presume that we have to do either with an empty gesture for propaganda purposes, or with a piece of historical fiction (cf. J. R. Hightower, *Topics in Chinese Literature* 16). This has struck also two Chinese authors quoted by Kinda (in note 214 to I. 349 of his translation): (1) Liang Yü-sheng 梁玉繩 (1745-1819) in his *Shih-chi chih-i* (史記志疑 6. 22a, *Kwang-ga ts'ung-shu* ed.), first indicates the punishments

etc., which were only repeated much later and then says: "This (law of) Three Sections was nothing but empty words"; in closing, Liang cites 方回 in the 續古今考 (middle 13th century, see *Ssu k'u catalogue*, Ta tung ed. 118. 9a; I have not been able to consult this text) who says that this was nothing but talk for the moment, in order to pacify the people; (2) Hung Mai (1124-1203) in his *Jung-chai hsi-pi* (容齋雜筆 6, 12b-13a of the *Hsün-feng Hung-shih* ed. of 1875); he has however only praise for emperor Kao and says that this action provided the base for the four hundred years of rule of the Liu family.

None of the Chinese authors, however, doubt the actual occurrence of the fact, but it is interesting to see how Pan Ku has to add apologetically that the insufficiency of "The Law in Three Sections" was the reason for the compilation of the Laws in Nine Sections, but then he hastens to add that the harsh measures were but rarely used.

The gesture was imitated by the first emperor of the T'ang dynasty, when he had pacified the capital; only in his case it was not a matter of three, but of twelve (or twenty) articles (see Chen Ku-yuan, *Chung-kuo fa-chih shih*, 103; K. Bunge, *Quellen zur Rechtsgeschichte der T'ang-Zeit* 75, note 11, and 145).

- (21) "Je prends l'engagement avec vous, vieillards, de réduire les lois à trois articles." Edouard Chavannes, *Les Mémoires historiques de Se-ma Ts'ien*, (Paris 1895-1905) vol. II p. 353.
- (22) 『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』(京都法学会発行、一九二一年)一七頁。
- (23) 『中国法制史講義』(朝陽大学、一九二一年)三五―三六頁。
- (24) 『法史夜話』(『法学』ハインナー、一八号、一九五七年)。
- (25) 『中国法律制度史』上册(吉林人民出版社、一九八二年)一九五―一九六頁。
- (26) 『中国刑法史』(群衆出版社、一九八五年、一九五―一九六頁)。
- (27) 前掲注(2)参照。
- (28) 法諺としての「法三章」を引用した例は無数にあるが、一例を挙げると中嶋嶺雄「中国政治と法感覚」(『朝日新聞』一九八二年六月一五日付(夕刊))に「法三章とは、前漢の高祖が秦を滅したのち、煩雑な秦の法を廃してわずか三カ条の約法に改めたことに由来している」とある。
- (29) 前掲注(19)参照。
- (30) 『新唐書』卷二によれば「隋・大業十一年十一月、克京城命主符郎宋公弼取圖籍、約法十二條、殺人劫盜背軍叛者死」

とある。

(31) 前掲注(17) 参照。また、史料(e)に「約法省刑」とあることから、法は少なければ少ないほど緩いという觀念があったようである。

(32) 秦簡引用文において「一」と漢数字は、睡虎地秦墓竹簡整理小組編(線裝本)『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九七七年)におけるものを示し、算用数字は『雲夢睡虎地秦墓』編写組『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八一年)におけるものを示す。

(33) 『史記』卷六「秦始皇本紀」に淳于越の言として「博士齋人淳于越進曰、「臣聞殷周之王千餘歲、封子弟功臣、自爲枝輔。今陛下有海內、子弟爲匹夫、卒有田常、六卿之臣、無輔拂、何以相教哉。事不師古而能長久者、非所聞也。今青臣又面諛以重陛下之過、非忠臣」とある。

(34) 所掲の史料のほか、二世時代の法の趙高とのかかわり方は『史記』「秦始皇本紀」における次なる記事によっても知られる。

① 始皇帝時代、趙高は胡亥(後の二世皇帝)に法律を教えた。(「趙高故嘗教亥書及獄令法事」)

② 即位後、二世皇族は趙高を重用し、法令を明らかにした。(「二世乃遵用趙高」)

③ ついで、二年には、二世皇帝は禁中にて諸事を趙高と決した。(「二世常居禁中、與高決諸事」)

④ 又、二世皇帝の言に「皇帝たるものは、法を重くすれば、人民は罪を犯さず、天下は治まる。(「凡所爲貴有天下者、得肆意極欲、主重明法、下不敢爲非、以制御海内矣」)

(35) 「法三章」は虚語であるとの説は、清代の梁玉繩『史記志疑』(卷六)に「案、漢書刑法志曰、漢興約法三章、網漏吞舟之魚、然其大辟尚有夷三族之令。又攷惠帝四年始除挾書律、呂后元年始除三族罪、妖言令、文帝元年始除收孥相坐律令、二年始除誹謗律、十三年除肉刑、然則秦法未嘗悉除、三章徒爲虚語、「統古今攷」所謂、一時姑爲大言以慰民。蓋三章不足禁姦、蕭何爲相、采摭秦法作律九章、疑此等皆在九章之内、史公六載入關初約耳」とあり、また、成宮氏は前掲注(13)において「この約に依つて法三章以外の総ての秦の刑法は除去されたかの錯誤に、多くの人々は陥りやすい。この錯誤に導き、天下の人心の收攬をねらう一時の虚々な宣伝的性格を多分に有つと解し得る。」と述べている。

(36) 増淵龍夫『中国古代の社会と国家』(弘文堂、一九六〇年)第四章、戦国秦漢時代における集団の『約』について「

(37) 拙稿「秦漢賊律攷」(慶應義塾創立一二二五年記念論文集・慶應法学会政治学関係)一九八三年。